

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

王寺町は、児童手当に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

王寺町長

公表日

令和7年1月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 【児童手当】 ・住民からの児童手当認定請求書等の届出により、高校生年代までの児童を監護し、その児童と一定の生計関係にある父母等に対して、児童手当を支給する。 ・支給要件確認等にあたっては、所得要件の確認を行い、認定される者に対して認定通知書を作成し通知する。 ・児童手当現況届により、所得要件を確認し、継続認定の可否を確認する。 ・番号法の別表第二に基づいて、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 ・住民からの認定請求書や現況届の提出があった際、児童手当の支給に要する費用の負担割合を決定するため、情報連携を行い、児童手当の支給認定を請求する者が被用者であるか否かの確認を行う。 ・サービス検索・電子申請機能により申請された電子申請データを申請管理システムから基幹システムに取り込む。 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務
③システムの名称	1. 児童手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能 5. 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)児童手当給付ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一の56の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）第44条 3. 番号法別表第一項番101
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【児童手当】 1. 番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二（別表第二における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「児童手当関係情報」が含まれる項（26、30、87の項） （別表第二における情報照会の根拠） 第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「児童手当法による児童手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（74、75の項） 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号） （情報提供の根拠） 第19条、第44条 （情報照会の根拠） 第40条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項（令和3年法律第38号）

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康子育て支援部 子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号636-8511 王寺町役場総務部総務課総務係 住所:奈良県北葛城郡王寺町王寺2-1-23 電話:0745-73-2001 ファクス:0745-32-6447 E-mail: soumu-s@town.oji.nara.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号636-8511 王寺町役場健康子育て支援部子育て支援課 子育て支援係 住所:奈良県北葛城郡王寺町王寺2-1-23 電話:0745-73-2001 ファクス:0745-32-6447 E-mail: kosodate-k@town.oji.nara.jp
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月15日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月15日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーを入力する作業は通常の事務ではほぼないが、入力する必要がある場合は、申請者からマイナンバーの提供を受けた上で入力を行い、複数人で確認を行っている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	王寺町情報セキュリティポリシーに則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐため ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・USBメモリは、事前に許可を得たパスワードロック機能付きの媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。 ・盗難防止のため、執務室等で利用する端末にワイヤーによる固定を行っている。 ・執務室等で利用する端末へのログインは多要素認証を採用している。 などの物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月25日	5.評価実施機関における担当部署	福祉介護課長 補野 善信	福祉介護課長 森田 真弓	事後	人事異動による変更
平成28年5月8日	5.評価実施機関における担当部署②所属長	福祉介護課長 森田 真弓	福祉介護課長 西田 光慶	事後	人事異動による変更
平成29年5月8日	3.システムの名称	1.児童手当システム 2.団体内統合宛名システム 3.中間サーバー	1.児童手当システム 2.団体内統合宛名システム 3.中間サーバー 4.サービス検索・電子申請機能	事後	追加訂正
平成29年5月25日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	郵便番号636-8511 王寺町役場総務部総務課総務係 住所：奈良県北葛城郡王寺町王寺2-1-23 電話：0745-73-2001 ファクス：0745-32-6447 E-mail：yawaragi@town.oji.nara.jp	郵便番号636-8511 王寺町役場総務部総務課総務係 住所：奈良県北葛城郡王寺町王寺2-1-23 電話：0745-73-2001 ファクス：0745-32-6447 E-mail：soumu-s@town.oji.nara.jp	事後	追加訂正
平成29年5月25日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	郵便番号636-8511 王寺町役場住民福祉部福祉介護課子育て支援係 住所：奈良県北葛城郡王寺町王寺2-1-23 電話：0745-73-2001 ファクス：0745-32-6447 E-mail：yawaragi@town.oji.nara.jp	郵便番号636-8511 王寺町役場住民福祉部福祉介護課子育て支援係 住所：奈良県北葛城郡王寺町王寺2-1-23 電話：0745-73-2001 ファクス：0745-32-6447 E-mail：fukushikaigo-ks@town.oji.nara.jp	事後	追加訂正
平成29年5月25日	1.関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉介護課長 西田 光慶	福祉介護課長	事後	様式変更
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	住民福祉部 福祉介護課 福祉介護課長	こども未来部 子育て支援課 子育て支援課長		新部署の設立による変更
平成31年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	郵便番号636-8511 王寺町役場住民福祉部福祉介護課子育て支援係 住所：奈良県北葛城郡王寺町王寺2-1-23 電話：0745-73-2001 ファクス：0745-32-6447 E-mail：fukushikaigo-ks@town.oji.nara.jp	郵便番号636-8511 王寺町役場こども未来部子育て支援課子育て支援係 住所：奈良県北葛城郡王寺町王寺2-1-23 電話：0745-73-2001 ファクス：0745-32-6447 E-mail：kosodate-k@town.oji.nara.jp		新部署の設立による変更
令和1年6月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	右記追加	・住民からの認定請求書や現況届の提出があった際、児童手当の支給に要する費用の負担割合を決定するため、情報連携を行い、児童手当の支給認定を請求する者が被用者であるか否かの確認を行う。		年金関係の情報連携開始
令和3年9月30日	5. 評価実施機関における担当部署	郵便番号636-8511 王寺町役場こども未来部子育て支援課子育て支援係 住所：奈良県北葛城郡王寺町王寺2-1-23 電話：0745-73-2001 ファクス：0745-32-6447 E-mail：kosodate-k@town.oji.nara.jp	郵便番号636-8511 王寺町役場健康子育て支援部子育て支援課子育て支援係 住所：奈良県北葛城郡王寺町王寺2-1-23 電話：0745-73-2001 ファクス：0745-32-6447 E-mail：kosodate-k@town.oji.nara.jp	事後	部署の名称変更による変更
令和3年9月30日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	①部署 こども未来部 子育て支援課	①部署 健康子育て支援部 子育て支援課	事後	部署の名称変更による変更
令和3年10月6日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	1. 番号法第19条第7号	1. 番号法第19条第8号	事後	法令改正に伴う変更
令和5年5月2日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	右記追加	【児童手当】 ・サービス検索・電子申請機能により申請された電子申請データを申請管理システムから基幹システムに取り込む。 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務	事後	追加訂正
令和5年5月2日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	右記追加	5. 申請管理システム	事後	追加訂正
令和5年5月2日	3. 個人番号の利用	右記追加	3. 番号法別表第一項番101	事後	追加訂正
令和5年5月2日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	右記追加	【児童手当】 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項（令和3年法律第38号）	事後	追加訂正
令和7年1月8日	IIしきい値判断項目 いつ時点での計数か	令和3年9月28日	令和6年12月15日	事後	
令和7年1月8日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	項目追加	事後	様式変更
令和7年1月8日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	項目追加	事後	様式変更
令和7年1月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	中学校卒業までの児童	高校生年代までの児童	事後	法改正に伴う変更
令和7年1月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	児童手当法による児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。）	児童手当法による児童手当	事後	法改正に伴う変更